

鳥取市高齢者在宅福祉事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第11号

鳥取市高齢者在宅福祉事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取市高齢者在宅福祉事業手数料の徴収に関する条例（平成12年鳥取市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 介護予防運動教室事業

別表中

生活管理指導短期宿泊事業 手数料	生活保護世帯等	無料
	上記以外の世帯	1日につき708円

を

生活管理指導短期宿泊事業 手数料	生活保護世帯等	無料
	上記以外の世帯	1日につき708円
介護予防運動教室事業手 料	1回につき500円	

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。